

名古屋市公報	令和 4年 6月 1日 第154号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室)	(第74号)	4
告	示	
○ 名古屋市熱田荘の指定管理者の公募について (健福・保護課)	(第303号)	5
○ 名古屋市植田寮の指定管理者の公募について (健福・保護課)	(第304号)	7
○ 名古屋市鯉城学園の指定管理者の公募について (健福・高齢福祉課)	(第305号)	9
○ 名古屋市高齢者就業支援センターの指定管理者の公募について (健福・高齢福祉課)	(第306号)	11
○ 名古屋市総合社会福祉会館の指定管理者の公募 (健福・地域ケア推進課)	(第307号)	14
○ 福祉向市営住宅 (高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅) 入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん (健福・高齢福祉課)	(第308号)	16
○ 軽費老人ホーム名古屋市緑寿荘の指定管理者の公募について (健福・介護保険課)	(第309号)	21
○ 養護老人ホーム名古屋市寿荘の指定管理者の公募について (健福・介護保険課)	(第310号)	23
○ 福祉向市営住宅 (障害者世帯) 入居希望者の公募及び入居者 決定の抽せん (健福・障害企画課)	(第311号)	25
○ 福祉向市営住宅 (ひとり親世帯) 入居希望者の公募及び入居 者決定の抽せん (子青・子ども未来企画室)	(第312号)	30
○ 名古屋市南陽交流プラザの指定管理者の公募 (健福・環境薬務課)	(第313号)	34
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課)	(第314号)	36
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の休止 (健福・保護課)	(第315号)	41
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第316号)	43

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第317号)	45
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第318号)	47
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正	(財政・税制課)	(第319号)	48
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第320号)	49
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第321号)	54
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第322号)	57
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課)	(第323号)	60
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課)	(第324号)	64
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第325号)	65
達			
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第25号)	67
教 育 委 員 会 告 示			
○ 教育委員会定例会の開催について		(第13号)	69
公 告			
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)		70
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)		73
雑 報			
○ 特別職人事異動	(監査・監査第一課)		76
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)		77

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第74号）

1 改正内容

子育て世帯生活支援特別給付金に係る事務を実施するため、財政局税務部税制課及び子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室に分掌事務を追加することに伴い、規定を整備します。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 4年 5月24日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第25号）

1 改正内容

子育て世帯生活支援特別給付金に係る事務を実施するため、財政局税務部税制課主査（子育て世帯への臨時特別給付に係る調整）及び子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室主査（子育て世帯への臨時特別給付）の名称を変更し、分掌事務を追加することに伴い、規定を整備します。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 4年 5月24日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第74号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条財政局税務部税制課の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整に関すること。

第 2 条子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 子育て世帯生活支援特別給付金に関すること。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 24 日から施行する。

名古屋市告示第 303号

名古屋市熱田荘の指定管理者の公募について

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）第 5条第 1項の規定により、名古屋市熱田荘の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市熱田荘

(2) 所在地

名古屋市熱田区神宮四丁目 9番14号

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 入所する世帯に係る住宅扶助に関すること

(2) 施設の使用料の徴収に関すること

(3) 施設の維持管理及び修繕に関すること

(4) その他管理業務に関すること

3 指定期間

5年間（令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで）

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問い合わせ先

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課（名古屋市役所本庁舎 1階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2555

ファクシミリ番号 052-972-4148

電子メールアドレス a2551@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 4年 5月24日（火）から同年 7月 1日（金）までの午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000152733.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和 4年 7月 1日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、 4(1) の配布場所に直接お持ち下さい。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 304号

名古屋市植田寮の指定管理者の公募について

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）第 5条第 1項の規定により、名古屋市植田寮の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市植田寮

(2) 所在地

名古屋市天白区植田山二丁目 101番地

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 入所者に係る生活扶助の実施等に関する事
- (2) 施設の使用料の徴収に関する事
- (3) 施設の維持管理及び修繕に関する事
- (4) 施設の移転の実施に関する事
- (5) エネルギー棟の保守管理業務に関する事
- (6) その他管理業務に関する事

3 指定期間

5年間（令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで）

4 公募に関する書類の配布場所等

- (1) 募集要項等の配布場所及び問い合わせ先

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課（名古屋市役所本庁舎 1階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2555

ファクシミリ番号 052-972-4148

電子メールアドレス a2551@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 4年 5月24日（火）から同年 7月 1日（金）までの午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000152734.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和 4年 7月 1日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1) の配布場所に直接お持ち下さい。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 305号

名古屋市鯉城学園の指定管理者の公募について

名古屋市鯉城学園条例（平成 8年名古屋市条例第13号）第13条第 1項の規定により、名古屋市鯉城学園（以下「学園」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市鯉城学園

(2) 所在地

名古屋市中区栄一丁目23番13号

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 学園を一般の利用に供すること。

(2) 学園の施設の使用の許可に関すること。

(3) 学園の施設の使用料の徴収に関すること。

(4) 学園の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(5) その他市長が定める業務

3 指定期間

5年間（令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで）

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2542

ファクシミリ番号 052-955-3367

電子メールアドレス a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 4年 5月24日（火）から 7月 1日（金）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000152620.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和 4年 7月 1日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1) の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 306号

名古屋市高齢者就業支援センターの指定管理者の公募について

名古屋市高齢者就業支援センター条例（平成 9年名古屋市条例第10号）第13条第 1項の規定により、名古屋市高齢者就業支援センター（以下「センター」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市高齢者就業支援センター

(2) 所在地

名古屋市昭和区御器所通 3丁目12番地の 1

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 高齢者の就業に関する相談

(2) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供

(3) 高齢者のための就業に必要な技能等の付与を目的とした講習の企画・運営

(4) 交流・啓発事業

(5) 自主事業支援

(6) シニアサポートセンター（ハローワーク名古屋東）との連携

(7) その他高齢者の就業支援に関する事業

(8) 施設の提供

ア 第 1研修室、第 2研修室及び大会議室（以下「会議室等」という。）
の利用申込の受付、利用許可、開施錠及び利用後の確認

イ 附属設備の管理

ウ 会議室等の使用料の徴収

(9) センターの維持管理及び修繕

(10) その他

公益社団法人名古屋市シルバー人材センターと協力して事業を実施していただきます。

3 指定期間

5年間（令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで）

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問い合わせ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2544

ファクシミリ番号 052-955-3367

電子メールアドレス a2544@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 4年 5月24日（火）から 7月 1日（金）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000140974.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和 4年 7月 1日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1) の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 307号

名古屋市総合社会福祉会館の指定管理者の公募

名古屋市総合社会福祉会館条例（昭和57年名古屋市条例第12号）第12条第 1 項の規定により、名古屋市総合社会福祉会館（以下「会館」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市総合社会福祉会館

(2) 所在地

名古屋市北区清水四丁目17番 1号

2 指定管理者が行う管理の業務の範囲

(1) 施設の提供（ 7階会議室、研修室及び和室（以下「会議室等」という。）に限る。）

ア 会議室等の利用申込の受付、利用許可、開施錠及び利用後の確認

イ 付属設備の管理

ウ 会議室等の使用料の徴収

(2) 調査統計資料作成

会議室等の利用実績等に関する資料の作成

(3) 会館の維持管理及び修繕

(4) その他会館に必要な管理業務

3 指定期間

5年間（令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで）

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2548

ファクシミリ番号 052-955-3367

電子メールアドレス a2548@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 4年 5月24日（火）から同年 7月 1日（金）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000152659.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和 4年 7月 1日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1) の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

名古屋市告示第 308号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 4年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で令和 5年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつ

ては、同条例第42条第 5項において読み替えられた収入）であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所及び各区役所支所

イ 日時

令和 4年 5月31日（火）から同年 6月14日（火）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 4年 6月 1日（水）から同月14日（火）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 4年 7月13日（水）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 82戸

改良住宅 12戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 5年 1月 4日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 31戸

4 親子隣居住宅

(1) 申込みの資格

ア 隣り合わせの住宅に住もうとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 5年 1月 4日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2戸（1組）

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 309号

軽費老人ホーム名古屋市緑寿荘の指定管理者の公募について

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第 1項の規定により、軽費老人ホーム名古屋市緑寿荘の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市緑寿荘

(2) 所在地

名古屋市守山区小幡北1902番地

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 入所者の入所決定に関する事務

(2) 入所者に対する日常生活上必要な便宜の実施等に関すること

(3) 施設の維持管理及び修繕に関すること

(4) 使用料の徴収に関すること

3 指定管理者の指定の予定期間

令和 5年 4月 1日から令和15年 3月31日までの10年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2537

ファクシミリ番号 052-972-4147

電子メールアドレス a2591-06@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配付期間及び時間

令和 4年 5月24日（火）から同年 7月 1日（金）までの午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000152641.html>

(3) 申請書の受付

ア 受付期限

令和 4年 7月 1日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡のうえ、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 310号

養護老人ホーム名古屋市寿荘の指定管理者の公募について

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第 1項の規定により、養護老人ホーム名古屋市寿荘の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市寿荘

(2) 所在地

名古屋市天白区植田二丁目 201番地

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 入所者の入所委託に関する事務

(2) 入所者に対する養護、必要な指導、援助等に関すること

(3) 施設の維持管理及び修繕に関すること

(4) その他名古屋市が定める業務

3 指定管理者の指定の予定期間

令和 5年 4月 1日から令和15年 3月31日までの10年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2537

ファクシミリ番号 052-972-4147

電子メールアドレス a2591-06@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配付期間及び時間

令和 4年 5月24日（火）から同年 7月 1日（金）までの午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000152642.html>

(3) 申請書の受付

ア 受付期限

令和 4年 7月 1日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡のうえ、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 311号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定 の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 4年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第 1号表の 3 に規定する第 1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）第 4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

- 第 283号) 第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (3) 知的障害者 (満18歳未満の児童を含む。) にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者
- (4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6年法律第 117号) 第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者
- ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第 123号) 第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成13年法律第63号) 第 2条に規定する者
- (7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者
- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病 (イにおいて「難病等」という。) であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 5年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）

又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあっては10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者にあっては 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所、各区役所支所

イ 日時

令和 4年 5月31日（火）から同年 6月14日（火）までの午前 8時45分
から午後 5時15分まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋
市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋
市の休日」という。）を除く。）

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事
務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所」という。）に持
参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、
勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(6)に該当する場合にあっては健康福祉局新型コロナウイルス
感染症対策部感染症対策室に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 4年 6月 1日（水）から同月14日（火）までの午前 8時45分から
午後 5時15分まで（名古屋市の休日を除く。）

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 4年 7月13日（水）午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 40戸

改良住宅

空家住宅 3戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯

- ア 戦傷病者特別援護法第 4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者であって、その障害の程度が下肢又は体幹かつ恩給法別表第 1号表ノ 2の規定により、特別項症から第 3項症までである者
- イ 身体障害者福祉法第15条第 4項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた 1級から 4級までの身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 17戸

事故住宅 1戸

改良住宅

空家住宅 1戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 312号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 4年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）第 6条第 1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6条第 2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であ

ること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

(2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあつては10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者にあつては5年）を経過しない者でないこと。

3 申込書等の交付

(1) 場所

各社会福祉事務所及び各社会福祉事務所支所

(2) 日時

令和 4年 6月 1日（水）から同月14日（火）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であって、アにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、令和 4年 6月 1日（水）から同月14日（火）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、令和 4年 6月 1日（水）から同月14日（火）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C 会議室

(2) 日時

令和 4年 7月13日（水）午後 1時30分

6 公募戸数

公営住宅

空家住宅 30戸

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

名古屋市告示第 313号

名古屋市南陽交流プラザの指定管理者の公募

名古屋市南陽交流プラザ条例（平成25年名古屋市条例第34号）第11条第 1項の規定により、名古屋市南陽交流プラザの指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市南陽交流プラザ

(2) 所在地

名古屋市港区東茶屋三丁目 123番地

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設を一般の利用に供すること。

(2) 施設の使用の許可に関すること。

(3) 施設の使用料の徴収に関すること。

(4) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと。

(5) その他市長が定める業務

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問い合わせ先

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2654

ファクシミリ番号 052-972-4194

電子メールアドレス shinsaijo@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 4年 5月24日（火）から同年 7月 1日（金）の午前 9時00分から午後 5時00分まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000152298.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和 4年 7月 1日（金）午後 5時00分

イ 受付方法

4(1) の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 314号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		トップケアジャパン株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市守山区廿軒家 8番17号
介護事業所の名称		訪問ケアあんしん生活
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区廿軒家12番17号
	新	名古屋市守山区大森一丁目3303番地
変更年月日		令和 4年 3月 1日

介護事業者の名称		エルナ株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市守山区瀬古東三丁目 210番地の 1
介護事業所の名称		訪問介護センターオリーブ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区川宮町 658番地

地	新	名古屋市守山区瀬古東三丁目 210番地の 1
変 更 年 月 日		令和 4年 4月 5日

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社フリーウォーク
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市名東区香南二丁目 916番地
介 護 事 業 所 の 名 称		訪問介護事業所フリーウォーク
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市名東区望が丘 319番地
	新	名古屋市名東区香南二丁目 916番地
変 更 年 月 日		令和 3年10月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 所 の 名 称	旧	ちくさ駅前眼科
	新	眼科だいすけクリニック
介 護 事 業 所 の 所 在 地		名古屋市千種区内山三丁目25番 6号
変 更 年 月 日		令和 4年 4月 6日

介 護 事 業 者 の 名 称		愛の郷有限会社
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	愛知県稲沢市小池 1丁目 2番地27号
	新	名古屋市中区新栄一丁目35番18号
介 護 事 業 所 の 名 称		訪問看護ステーション愛燦々
介 護 事 業 所 の 所 在 地		名古屋市中村区千成通 2丁目 6番地
変 更 年 月 日		令和 2年 4月28日

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社アキューネット
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市中区大須一丁目 7番14号
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	訪問看護ステーションアキューネットあつた
	新	訪問看護ステーション花水木
介 護 事 業 所 の 所 在 地		名古屋市熱田区切戸町 2丁目 118番地

変 更 年 月 日	令和 4年 4月21日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社エル・シー・エス	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市名東区上社四丁目89番地
	新	名古屋市天白区久方一丁目 144番地
介 護 事 業 所 の 名 称	訪問看護ステーションライフケアナース名古屋	
介護事業所の所在地	名古屋市緑区桶狭間神明3701番地	
変 更 年 月 日	令和 4年 2月 4日	

3 訪問看護

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社フリーウォーク	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区香南二丁目 916番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	訪問看護フリーウォーク	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区望が丘 319番地
	新	名古屋市名東区香南二丁目 916番地
変 更 年 月 日	令和 3年10月 1日	

4 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	ちくさ駅前眼科
	新	眼科だいすけクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市千種区内山三丁目25番 6号	
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 6日	

5 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	やまもと医院
	新	ヨシダファミリーメディカルクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市千種区天満通 1丁目41番地の 1	
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 1日	

介護事業所の名称	旧	ちくさ駅前眼科
	新	眼科だいすけクリニック
介護事業所の所在地		名古屋市千種区内山三丁目25番 6号
変 更 年 月 日		令和 4年 4月 6日

介護事業所の名称		たかばり調剤薬局
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区高針一丁目1713番地
	新	名古屋市名東区高針一丁目1520番地
変 更 年 月 日		令和 4年 5月 2日

6 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		トップケアジャパン株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市守山区廿軒家 8番17号
介護事業所の名称		訪問ケアあんしん生活
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区廿軒家12番17号
	新	名古屋市守山区大森一丁目3303番地
変 更 年 月 日		令和 4年 3月 1日

介護事業者の名称		エルナ株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市守山区瀬古東三丁目 210番地の 1
介護事業所の名称		訪問介護センターオリーブ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区川宮町 658番地
	新	名古屋市守山区瀬古東三丁目 210番地の 1
変 更 年 月 日		令和 4年 4月 5日

介護事業者の名称		株式会社フリーウォーク
介護事業者の所在地		名古屋市名東区香南二丁目 916番地
介護事業所の名称		訪問介護事業所フリーウォーク

介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区望が丘 319番地
	新	名古屋市名東区香南二丁目 916番地
変 更 年 月 日	令和 3年10月 1日	

7 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		トップケアジャパン株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市守山区廿軒家 8番17号
介護事業所の名称		訪問ケアあんしん生活
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区廿軒家12番17号
	新	名古屋市守山区大森一丁目3303番地
変 更 年 月 日	令和 4年 3月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 315号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 4年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	休止年月 日
しんどう 歯科医院	名古屋市西区栄生二丁目11番16号	令和 4年 4月11日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	休止年月 日
しんどう 歯科医院	名古屋市西区栄生二丁目11番16号	令和 4年 4月11日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
しんどう 歯科医院	名古屋市西区栄生二丁目11番16号	令和 4年 4月 11 日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 316号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
青木医院	名古屋市北区金城町 4丁目38番	令和 4年 1月26日
竹田耳鼻咽喉科	名古屋市守山区守山三丁目 2番13号	令和 4年 4月 1日
笹森歯科	名古屋市守山区城南町 4番 1号	令和 4年 5月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
青木医院	名古屋市北区金城町 4丁目38番	令和 4年 1月26日
竹田耳鼻咽喉科	名古屋市守山区守山三丁目 2番13号	令和 4年 4月 1日
笹森歯科	名古屋市守山区城南町 4番 1号	令和 4年 5月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
天満堂薬局	名古屋市千種区天満通 1丁目43番地の 1	令和 4年 4月 1日
マルミ薬局大曾根店	名古屋市東区東大曾根町22番 7号	令和 4年 4月 1日
青木医院	名古屋市北区金城町 4丁目38番	令和 4年 1月26日
竹田耳鼻咽喉科	名古屋市守山区守山三丁目 2番13号	令和 4年 4月 1日
笹森歯科	名古屋市守山区城南町 4番 1号	令和 4年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 317号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 通所介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社ウッドヴェル 名古屋市港区小碓二丁目 289 番地	ウッドヴェル明正 名古屋市港区明正一丁目 3番 地の 4	令和 4年 1月 1日

2 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
有限会社古川介護サービス 名古屋市千種区吹上一丁目 5	ふれあい名古屋介護支援事業 所	令和 4年 2月 11日

番 7号	名古屋市千種区吹上一丁目 5 番 7号	
------	------------------------	--

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 318号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 3年 6月 8日 3指令住開指第24号	名古屋市緑区有松町大 字桶狭間字生山 1番 150外 2筆及び66番 2 の一部	愛知県岡崎市若松東一丁 目 7番地20 アーキテックスプロパテ ィ株式会社 代表取締役 近藤 剛

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 319 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 に関する告示の一部改正

平成29年名古屋市告示第 659 号の一部を次のように改正します。

令和 4 年 5 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

学校法人柳城学院	名古屋市昭和区明月町 2 丁目 54 番地	平成 29 年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金
----------	--------------------------	----------------------------------

」

を

「

学校法人柳城学院	名古屋市昭和区明月町 2 丁目 54 番地	平成 29 年 1 月 1 日から令 和 3 年 10 月 31 日まで及び 令和 4 年 2 月 9 日以後に 個人が支出する寄附金
----------	--------------------------	--

」

に改める。

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 320号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
スギナーシ ングケア株式 会社	スギ訪問看護 ステーション 清水口	名古屋市東区白 壁二丁目 6番 8 号	令和 4年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
キョーワライ ブケア株式 会社	福祉用具レン タルひだまり	名古屋市北区東 味鋤一丁目1028 番地	令和 4年 5月 1日	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社あと らいず	アントレット	名古屋市中村区 剣町 146番地	令和 4年 5月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

株式会社ケア ベルデ	訪問看護ステーションベル デ桜山	名古屋市昭和区 塩付通 7丁目56 番地	令和 4年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社N e o	訪問看護ステーションかな える	名古屋市熱田区 比々野町72番地	令和 4年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
F S K株式会 社	訪問看護ステーションまた はり	名古屋市港区寛 政町 2丁目 4番 地	令和 4年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社寿々	ひなた訪問看護ステーションもりやま	名古屋市守山区 大字上志段味字 樹木1638番地の 2	令和 4年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社スギ 薬局	スギ名古屋東 ステーション	名古屋市名東区 高針台二丁目 1403番地の 1	令和 4年 5月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社k i i t o s	ホームケアナ ース暁月	名古屋市天白区 原二丁目 405番 地	令和 4年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社リン ク	訪問介護 金 城	名古屋市北区八 代町 1丁目95番 地の 1	令和 4年 5月 1日	訪問介護

合同会社心愛	訪問介護事業 所 心愛	名古屋市西区天 塚町 2丁目11番 地	令和 4年 5月 1日	訪問介護
株式会社ケア ベルデ	訪問介護ステ ーションベル デ桜山	名古屋市昭和区 塩付通 7丁目56 番地	令和 4年 5月 1日	訪問介護
株式会社ツク イ	ツクイ名古屋 八事	名古屋市昭和区 山手通 5丁目 6 番地の 2	令和 4年 5月 1日	通所介護
株式会社ケア リッツ・アン ド・パートナ ーズ	ケアリッツ尾 頭橋	名古屋市中川区 五女子町 2丁目 20番地の 1	令和 4年 5月 1日	訪問介護
株式会社笑美	介護 笑美	名古屋市港区小 碓二丁目 227番 地	令和 4年 5月 1日	訪問介護
合同会社C. ANKERS	ハートケアあ さ風	名古屋市港区小 賀須四丁目1123 番地	令和 4年 5月 1日	訪問介護
株式会社寿々	ひなたケアス テーションも りやま	名古屋市守山区 大字上志段味字 樹木1638番地の 2	令和 4年 5月 1日	訪問介護
合同会社w a n a a o	訪問介護 H a l o	名古屋市名東区 本郷三丁目81番 地	令和 4年 5月 1日	訪問介護
合同会社よう よう	訪問介護 つ むぎの丘	名古屋市名東区 社が丘四丁目 610番地	令和 4年 5月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社豊丸 ウェルネス	デイサービス 深川笑楽幸	名古屋市中村区 深川町 3丁目76 番地	令和 4年 5月 1日	地域密着型通所介 護
アイデアルケ ア株式会社	だんらんの家 吉津	名古屋市中川区 吉津一丁目1521 番地	令和 4年 5月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社 i .	あい リハビ リトレーニング グ・・・おふ ろもあるよ	名古屋市守山区 幸心二丁目1423 番地	令和 4年 5月 1日	地域密着型通所介 護
合同会社 S O R A	樹楽 上志段 味	名古屋市守山区 大字上志段味字 中屋敷1517番地	令和 4年 5月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社宮内 商事	デイサービス 泰昇・本郷	名古屋市名東区 本郷一丁目 248 番地の 1	令和 4年 5月 1日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ケア ベルデ	ケアプランセ ンターベルデ 桜山	名古屋市昭和区 塩付通 7丁目56 番地	令和 4年 5月 1日	居宅介護支援
株式会社寿々	ひなたケアプ ランもりやま	名古屋市守山区 大字上志段味字	令和 4年 5月 1日	居宅介護支援

		樹木1638番地の 2		
--	--	----------------	--	--

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 321号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社輪華	優輪訪問看護 ステーション	名古屋市守山区 大字上志段味字 樹木1638番地の 2	令和 4年 3月28日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社この み	訪問看護ステ ーションこの み	名古屋市北区中 味鉦三丁目 233 番地	令和 4年 3月30日	訪問看護 介護予防訪問看護
一般社団法人 明日葉友の会	明日葉訪問看 護ステーション 癒しの杜	名古屋市名東区 梅森坂西二丁目 847番地の 5	令和 4年 3月30日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類

株式会社輪華	優輪ケアステーション	名古屋市守山区 大字上志段味字 樹木1638番地の 2	令和 4年 3月28日	訪問介護
株式会社輪華	優輪ケアステーションしだみ	名古屋市守山区 大字上志段味字 稲堀田新田1901 番地の 1	令和 4年 3月28日	訪問介護
合同会社リアン	訪問介護エマ	名古屋市港区当 知二丁目 801番 地の 2	令和 4年 3月29日	訪問介護
株式会社涼	すずみ介護サービス	名古屋市中川区 上高畑一丁目29 番地	令和 4年 3月30日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社ふく ふく	デイサロン ふくふく	名古屋市守山区 大森二丁目2701 番地	令和 4年 3月29日	地域密着型通所介護
有限会社リンク	八代の家	名古屋市北区八 代町 1丁目95番 地の 1	令和 4年 3月31日	地域密着型通所介護
株式会社ケイ ・エイ・イー	樹楽 団らん の家 本郷	名古屋市名東区 本郷一丁目 248 番地の 1	令和 4年 3月31日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社プレ ステージケア 東海	居宅介護支援 事業所 ケア サポート千種 七番館	名古屋市千種区 谷口町 4番 5号	令和 4年 3月 4日	居宅介護支援
株式会社今村	いまむら居宅 介護支援事業 所	名古屋市緑区黒 沢台一丁目2001 番地	令和 4年 3月 7日	居宅介護支援
株式会社輪華	優輪ケアプラ ン	名古屋市守山区 大字上志段味字 樹木1638番地の 2	令和 4年 3月28日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 322 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和4年5月19日本市市会臨時会において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和4年5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 令和4年度名古屋市一般会計補正予算（第1号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和４年度名古屋市一般会計補正予算（第１号）

令和４年度名古屋市一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,031,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,389,440,500千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国庫支出金		250,748,365	10,031,500	260,779,865
	1 負担金	204,460,015	2,270,255	206,730,270
	2 補助金	45,519,206	7,761,245	53,280,451
歳 入	合 計	1,379,409,000	10,031,500	1,389,440,500

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健康福祉費		359,865,980	7,183,600	367,049,580
	1 社会福祉費	115,101,757	1,882,000	116,983,757
	7 公衆衛生費	32,071,427	5,301,600	37,373,027
4 子ども青少年費		171,246,432	2,818,000	174,064,432
	1 子ども青少年費	171,246,432	2,818,000	174,064,432
13 職員費		274,808,153	29,900	274,838,053
	5 健康福祉職員費	24,336,861	29,900	24,366,761
歳 出	合 計	1,379,409,000	10,031,500	1,389,440,500

名古屋市告示第 323号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社チャレン ジド・アソウ 福岡市中央区天神 二丁目 8番41号	チャレンジド・ア ソウ名古屋駅前事 業所 名古屋市中村区名 駅南一丁目17番25 号	就労移行支援	2310101700	令和 4年 5月 1日
株式会社スクラム 愛知県北名古屋市 二子松江35番地 1	スクラム庄内通 名古屋市西区大金 町 2丁目44番地	就労継続支援 B型	2310201591	令和 4年 5月 1日
合同会社C. AN K E R S 名古屋市南区西又 兵ヱ町 1丁目26番 地	ハートケアあさ風 名古屋市港区小賀 須四丁目1123番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2311201145	令和 4年 5月 1日
株式会社ジーニア	ヘルパーステーション	居宅介護	2311301986	令和 4年

ル 愛知県愛西市大井 町榎ノ木 123番地	ョンてとりば 名古屋市中川区戸 田三丁目1413番地	重度訪問介護		5月 1日
株式会社ケアリッ ツ・アンド・パー トナーズ 東京都新宿区新宿 四丁目 1番 6号	ケアリッツ尾頭橋 名古屋市中川区五 女子町 2丁目20番 地の 1	居宅介護	2311301994	令和 4年 5月 1日
合同会社アポロン 名古屋市中川区服 部三丁目1501番地	チャレンジw o r k s チャンス 名古屋市中川区新 家二丁目1901番地	就労継続支援 B型	2311302000	令和 4年 5月 1日
株式会社セカンド ライフ 愛知県あま市篠田 南組39番地	セカンドライフ 名古屋市中川区服 部四丁目 503番地	就労継続支援 B型	2311302018	令和 4年 5月 1日
合同会社ソラリス 名古屋市中村区高 道町 6丁目10番21 号	ソラリスワーク 名古屋市中川区新 家一丁目1510番地	就労継続支援 B型	2311302026	令和 4年 5月 1日
株式会社エージェ ントA 名古屋市中区丸の 内一丁目 4番29号	訪問介護ぼちぼち きた 名古屋市中区丸の 内一丁目 4番29号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2316101324	令和 4年 5月 1日
株式会社クオリー ド 大阪府中央区久太 郎町一丁目 8番 9 号	就労移行支援事業 所ミライエ名古屋 伏見 名古屋市中区錦一 丁目20番 8号	就労移行支援	2316101332	令和 4年 5月 1日
株式会社ケアベル	訪問介護ステーション	居宅介護	2316201082	令和 4年

デ 名古屋市中区錦三 丁目 5番27号	ョンベルデ桜山 名古屋市昭和区塩 付通 7丁目56番地	重度訪問介護		5月 1日
医療法人悠山会 名古屋市天白区植 田一丁目2116番地	ファミリア訪問介 護ステーション 名古屋市天白区植 田一丁目2116番地	居宅介護 重度訪問介護	2316401575	令和 4年 5月 1日
合資会社ウェルフ ェア総合開発 名古屋市西区浄心 一丁目 8番34号	ウェル24 名古屋市千種区上 野二丁目14番 3号	居宅介護 重度訪問介護	2317101398	令和 4年 5月 1日
株式会社寿々 名古屋市中村区東 宿町 1丁目54番地	ひなたケアステー ションもりやま 名古屋市守山区大 字上志段味字樹木 1638番地の 2	居宅介護 重度訪問介護	2317602023	令和 4年 5月 1日
合同会社ようよう 名古屋市名東区本 郷一丁目41番地	訪問介護つむぎの 丘 名古屋市名東区社 が丘四丁目 610番 地	居宅介護 重度訪問介護	2318001688	令和 4年 5月 1日
株式会社T A O 名古屋市中区栄三 丁目18番 1号	グループホームふ いりあの家 名古屋市瑞穂区桜 見町 2丁目13番地 の 5	共同生活援助	2321400125	令和 4年 5月 1日
株式会社n e x t ケア 名古屋市天白区原 三丁目2201番地	グループホームこ もれびA 名古屋市名東区文 教台二丁目 506番	共同生活援助	2328000191	令和 4年 5月 1日

	地			
合同会社B E A P 名古屋市中区錦三 丁目 7番12号	カフェのようなオ シャレな空間でい ろんな動物たちと わちゃわちゃ穏や かライフ 名古屋市緑区有松 町大字桶狭間字愛 宕西23番第 500番 地	共同生活援助	2328500182	令和 4年 5月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 324号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人しん 名古屋市西区花の 木三丁目16番28号	相談支援事業所ね っと 名古屋市西区花の 木三丁目16番28号	一般相談支援 特定相談支援	2330200268	令和 4年 5月 1日
		障害児相談支 援	2370200269	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 325号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 5月27日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社クロス・ コミュニティ 大阪府中央区南船 場三丁目 1番16号	マイ・スタイル金 山事業所 名古屋市熱田区新 尾頭一丁目 6番13 号	就労移行支援	2311100727	令和 4年 4月 3日
株式会社愛知発達 サポートセンター 名古屋市港区浜一 丁目 1番14号	ショートステイポ ンポコたぬきさん 名古屋市中川区法 華西町 3丁目27番 地の 1	短期入所	2311301515	令和 4年 4月 3日
合資会社洗愁 名古屋市千種区西 山元町 2丁目41番 地	合資会社洗愁 名古屋市千種区西 山元町 2丁目41番 地	居宅介護 重度訪問介護	2317100101	令和 4年 4月 7日
株式会社涼	すずみ介護サービ	居宅介護	2311300863	令和 4年

名古屋市中川区上 高畑一丁目29番地	ス 名古屋市中川区上 高畑一丁目29番地	重度訪問介護 同行援護 行動援護		4月30日
株式会社ゆめいち 名古屋市中村区井 深町 1番 1号	ゆめいちみなとN E S T 名古屋市港区善南 町40番地	就労継続支援 B型	2311201061	令和 4年 4月30日
合資会社A I D 名古屋守山区金 屋二丁目 364番地	ケアエイド 名古屋守山区金 屋二丁目 364番地	居宅介護 重度訪問介護	2317600621	令和 4年 4月30日
株式会社輪華 名古屋守山区大 字上志段味字稲堀 田新田1901番地の 1	優輪ケアステーシ ョン 名古屋守山区大 字上志段味字樹木 1638番地の 2	居宅介護 重度訪問介護	2317601173	令和 4年 4月30日
	優輪ケアステーシ ョンしだみ 名古屋守山区大 字上志段味字稲堀 田新田1901番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2317601777	令和 4年 4月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

財 政 局
子ども青少年局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月23日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 財 政 局 （略） 税 務 部 税 制 課 税 務 係 (1)～(11) （略） <u>(12)・(13)</u> （略） 主 査（子育て世帯への臨時特別給付に係る調整） (1) （略） （略） 子ども青少年局 （略）	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 財 政 局 （略） 税 務 部 税 制 課 税 務 係 (1)～(11) （略） <u>(12) 子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整に関すること。</u> <u>(13)・(14)</u> （略） 主 査（子育て世帯への臨時特別給付<u>等</u>に係る調整） (1) （略） <u>(2) 子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整に関すること。</u> （略） 子ども青少年局 （略）

子ども未来企画部 子ども未来企画室 子ども未来企画係 (1)～(4) (略) <u>(5)～(8)</u> (略) (略) 主 査 (子育て世帯への臨時 特別給付) (1) (略) (略)	子ども未来企画部 子ども未来企画室 子ども未来企画係 (1)～(4) (略) <u>(5) 子育て世帯生活支援特別給付金に関 すること。</u> <u>(6)～(9)</u> (略) (略) 主 査 (子育て世帯への臨時 特別給付<u>等</u>) (1) (略) <u>(2) 子育て世帯生活支援特別給付金に関 すること。</u> (略)
--	--

附 則

この達は、令和4年5月24日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第13号

教育委員会定例会の開催について

令和4年6月2日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和4年5月25日

名古屋市教育委員会教育長職務代理者 西 淵 茂 男

教職員人事について

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について

財産の取得について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 5月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大名古屋ビルディング

名古屋市中村区名駅三丁目2701番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
1	㈱ボーコンセプト・ジャパン	代表取締役 秋山 玄	東京都港区南青山 2丁目31番 8号	—	—	—	令和4年1月31日
2	—	—	—	㈱ユキ	代表取締役 佐藤 文彦	愛知県蒲郡市緑町17番10号	令和3年8月28日
3	—	—	—	㈱マグネティックフィールド	代表取締役 山本 将守	名古屋市中村区名駅一丁目1番11号	令和3年10月10日
4	—	—	—	㈱アルペン	代表取締役 水野 敦之	名古屋市中村区丸の内二丁目9番40号	令和4年2月18日

5	(株)あいや	代表取締役 杉田 武男	愛知県西尾市上町横町 屋敷15番地	(株)あいやホールディングス	変更なし	変更なし	令和4年 2月 1日
6	(株)ルック	代表取締役 澁谷 治男	東京都港区赤坂 8丁目 5番30号	変更なし	代表取締役 加藤 義裕	変更なし	令和4年 1月 1日
7	エノテカ(株)	代表取締役 黒木 誠也	東京都港区南麻布五丁目 14番15号	変更なし	代表取締役 堀 慎二	変更なし	令和4年 3月 16日
8	(株)ホリデイズ	代表取締役 落合 裕一	名古屋市千種区徳川山町 6丁目 2番26号	ホリデイズ(株)	変更なし	名古屋市中区那古野二丁目 14番 11号	令和3年 10月 26日
9	(株)JAPANESE	代表取締役 林 さや加	岐阜県岐阜市神田町四丁目 13番地	変更なし	変更なし	岐阜県岐阜市日ノ出町二丁目 5番 6号	令和3年 11月 1日
10	プリモ・ジャパン(株)	代表取締役 澤野 直樹	東京都中央区銀座 3丁目 15番10号	変更なし	変更なし	東京都中央区銀座 5丁目 12番 5号	令和3年 12月 6日
11	デサントジャパン(株)	代表取締役 小川 典利大	大阪市天王寺区堂ヶ芝 1丁目11番3号	変更なし	変更なし	大阪市浪速区湊町一丁目 2番 3号	令和3年 12月 22日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、退店のため
- (2) No. 2からNo. 4までの小売業者については、入店のため
- (3) No. 5の小売業者については、名称変更のため
- (4) No. 6及びNo. 7の小売業者については、代表者変更のため
- (5) No. 8の小売業者については、名称及び住所変更のため
- (6) No. 9からNo.11までの小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 5月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 5月25日から同年 9月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 9月26日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス桶狭間店
名古屋市緑区桶狭間神明1505番

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5年 1月12日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,344平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

54台

(2) 駐輪場の収容台数

18台

(3) 荷さばき施設の面積

50.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)コスモス薬品	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 4年 5月11日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

緑区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 5月25日から同年 9月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定め

る条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 9月26日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

特別職人事異動

令和4年5月23日付

監査委員任命	(市会議員)	西 川 ひさし
監査委員任命	(市会議員)	山 田 昌 弘

令和4年5月23日付

監査委員解職	(市会議員)	長谷川 由美子
監査委員解職	(市会議員)	成 田 たかゆき

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 4年 5月26日懲戒処分に付した。

令和 4年 5月26日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	減給10分の 1、3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号
市立学校調理員	懲戒免職	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号